

項目	説明
総括原価主義	<p>水道料金について、水道法14条で「能力的な経営の下における適正な原価に照らして公正妥当なものであること。」と規定している。</p> <p>ここにいう適正な原価とは水道事業が公益事業としてなすべき正常な努力を行ったうえで必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用を含むものとされ、総括原価主義が採用されています。</p> <p>また、地方公営企業法21条も同様の規定をしており、総括原価主義は地方公営企業法における料金設定の基本的な考え方とされています。</p>
個別原価主義	<p>料金を、個々のサービスの提供に必要な原価に基づいて設定しようとする考え方。</p> <p>一方、需要者の負担能力や需要者がそのサービスに対して認める価値に基づいて設定しようとする考え方が負担能力主義であります。</p> <p>水道事業における個別原価主義は、口径別料金体系に代表され、①個々の料金が個別原価という客観的数値をもとに決定されるため、客観的公平性が保たれています。</p> <p>②サービス需要の増大に伴う増分原価を個々の料金によって改修できること、などの利点があり、よりすぐれた考え方とされています。</p>
給水区域	<p>水道事業者が岩手県知事の認可を受け、一般の需要者に応じて給水を行うこととした区域を表しております。</p>
行政区域内人口	<p>市の総人口から簡易水道給水区域となっている旧三陸町全域及び赤崎町合足地区を除いた人口となります。</p>
給水区域内人口	<p>行政区域内人口から上水道給水区域外となっている、猪川町大野及び日頃市町大森地区を除いた人口となります。</p>
給水原価	<p>有収水量1m<sup>3</sup>あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表しております。</p>
給水収益	<p>営業収益の一つで、水道施設の使用について徴収する使用料のことです。水道料金として収入となる収益がこれに当たります。</p>
供給単価	<p>有収水量1m<sup>3</sup>あたりの販売単価を示し、給水原価と比較することで、給水に要する費用が料金のみでまかなわれているかを見る指標となります。</p>
営業収益	<p>主たる営業活動として行うサービスの対価としての収入で、水道事業においては、給水収益、受託工事収益及びその他営業収益に区分して記載することとなっております。</p>
営業外収益	<p>主たる営業活動以外から生じる収益で、預貯金等の利息、補助金、雑収益などがこれに当たります。</p>
営業費用	<p>主たる事業活動に伴って生じる費用で、浄水場やポンプ場などの維持管理費、人件費、減価償却費などがこれに当たります。</p>
営業外費用	<p>主に金融財務活動に要する費用で、支払利息、消費税及び地方消費税などがこれに当たります。</p>
企業債	<p>地方公営企業が建設、改良等に要する資金に充てるための地方債です。</p>
企業債償還金	<p>企業債の発行後、各事業年度に支出する元金の償還額または一定期間に支出する元金償還金の償還金の総額をいい、資本的支出として整理されます。</p>

項目	説明
減 価 償 却	<p>サービスを提供するために購入・整備した機械や建物などの資産は、長期間にわたって収益を生み出します。</p> <p>取得費用は、通常取得した時にまとめて支出されますが、費用が最初にまとめて計上され、収益がその後の長い期間に生じたのでは、財務上のバランスがとれません。</p> <p>そこで、帳簿上では、取得した資産の費用と取得した資産の収益のバランスを合わせるため、収益を生み出す期間に合わせて費用を分けて計上します。</p> <p>つまり、収益を生み出すために資産は目減りすると考えるものです。</p> <p>このような考え方に立って、資産の目減り分を費用として計上するのが減価償却です。</p>
資 産 減 耗 費	<p>資産減耗費は、固定資産除却費とたな卸資産減耗費に分類されます。</p> <p>固定資産が機能的に本来の使用に耐えられなくなった場合、これを廃棄して帳簿価額から除かなければなりません。</p> <p>これを除却といいます。除却時に減価償却費として費用化していない額を除却費に計上します。</p> <p>また、たな卸資産は破損したり紛失したりして帳簿と一致しない場合や資産としての価値を失う場合があります。この場合、一致しない額をたな卸資産減耗費に計上します。</p>
減 債 積 立 金	<p>地方公営企業法に定める法定積立金の一つ。事業年度末日に企業債を有している企業が、その企業債の償還に充てるために積立てる積立金で、他の用途には使用することができません。</p>
建 設 改 良 積 立 金	<p>地方公営企業における任意積立金の一つ。建設または改良工事等を行うための財源として充てる目的で利益に応じて積立てる積立金で、議会の議決を経て積立てるものです。</p>
3 条 予 算	<p>地方公営企業の収益的収入及び支出予算のことです。</p>
4 条 予 算	<p>地方公営企業の資本的収入及び支出予算のことです。</p>
建 設 改 良 費	<p>資本的支出として4条予算に計上される、固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費で、経営規模の拡充を図るために要する施設の建設整備など、固定資産の購入、建設、増築、増設に要する経費のことです。</p> <p>ただし、維持修繕に要する経費は建設改良には含まれず、収益的支出に計上されます。</p>
工 事 負 担 金	<p>地方公営企業が他事業者などから依頼を受けて、当該事業の施設工事を行う場合に、その工事に係る負担として依頼者から収納する金銭的給付です。</p> <p>水道事業においては、他事業に起因する配水管の移設や消火栓の設置などの工事伴って収納しています。</p>
国 庫 補 助 金	<p>国は、その施策を行うに当たり特別の必要があると認めるとき、または地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して補助金を交付することができるものとされています。</p> <p>東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金がこれに当たります。</p>
資 本 的 収 入 及 び 支 出	<p>収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収支です。</p> <p>資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金、繰入金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上します。</p> <p>資本的収入が支出に対して不足する場合には、損益勘定留保資金などの補てん財源で補填するものとされています。</p>
収 益 的 収 入 及 び 支 出	<p>企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいいます。</p> <p>収益的収入には水道料金などの給水収益や分岐負担金のほか、預貯金などの受取利息などを計上し、収益的支出には人件費、物件費、支払利息などを計上します。</p> <p>また、減価償却費のように現金支出を伴わない費用も含まれます。</p>

項目	説明
出 資 金	地方公共団体が、一般会計または他の特別会計から地方公営企業会計に資本を出資することです。 水道未普及地域解消等のため実施した水道施設整備に要した事業費の一部について令和2年度まで一般会計より出資を受けておりましたが、今年度よりありません。
損益勘定留保資金	資本的収支の補てん財源の一つで、当年度損益勘定留保資金、過年度損益勘定留保資金に区分されます。当年度損益勘定留保資金とは、当年度収益的収支における、減価償却費や資産減耗費などの現金支出を必要としない費用の計上により留保される資金です。 当該年度に欠損金が見込まれる場合は、これに相当する額を控除した範囲内では補填財源として使用できません。 過年度損益勘定留保資金とは、前年度以前に発生した損益勘定留保資金であるが、当年度の補填財源として使用できる額は、過年度に使用した額を控除した残額です。
長期前受金	償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金、負担金などのことであり、長期前受金として負債(繰延収益)に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化していくものです。
補 填 財 源	資本的収入が資本的支出に不足する場合にその不足額を補填する、留保された資金などの財源のことです。 具体的には、消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金などです。
導 水 管	原水(地下水等)を取り入れるための取水施設を経た水を浄水場まで導くための管です。
送 水 管	浄水場で処理した水を配水池(水道水を蓄える大きな水槽)まで送るための管です。
配 水 管	配水池から使用者へ水を配るための管です。
給 水 管	配水管から分岐した、需要者(水を使う方)が保有する水道管です。 給水装置及び給水装置より下流の貯水槽以下の給水設備を含めた水道用の管。
石綿セメント管	石綿繊維(アスベスト)、セメント、珪砂をみずで練り混ぜて製造したものです。耐食性、耐電食性が良好で安価ですが、強度面や耐衝撃性が劣り、アスベストによる健康への影響が問題となり、現在は製造されていません。
無 収 水 量	配水量のうち消火栓水量、メーター不感水量など、料金徴収の対象にならなかった水量です。
有 収 水 量	料金徴収の対象になった水量です。
有 収 率	有収水量を給水量で除したものを有収率といいます。 配水量に対する料金徴収の対象になった水量の割合です。

出典:日本水道協会発行「水道用語辞典」より